

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 吉平 敏孝

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	金屋 (金屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営を行っており、認定農業者をはじめとする担い手の数も比較的多く、現状では耕作放棄田の発生は少ないが、地区内の農地については基盤整備が行われていない農地も多く、効率的な農業が出来ていない経営体も多いことから、今後、未整備田において耕作放棄田が増加していくことが懸念されている。

農業者:75人(うち、50歳未満2人)、他地区からの入作2人(うち、50歳未満2人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻と露地野菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。畜産農家数件と連携して、水稻部門ではWCS用稲の取り組みが進んでいる。WCS用稲やSGS用稲は家畜の飼料として生産量の増加と共に、繁殖和牛や酪農の質向上の為に高品質な飼料作物の生産を目指していく。肥料価格の高騰が経営を圧迫している中、畜産農家において生産される堆肥を有効に活用する為、耕畜連携の推進を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

金屋地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から耕作放棄田がでないよう、担い手に集積していく。将来的に基盤整備が実施されたときは担い手に集積及び集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用する事とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状は基盤整備が出来ていないことから、地域計画現状地図と目標地図を作成する過程で話し合いを行い、地区の基盤整備について前向きに進めていく。話し合いがまとまった段階で地区内の農地を全て農地中間管理機構に貸付け、負担金ゼロの基盤整備を実施する準備を行う。現状基盤整備を申請し進行中です。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。たまねぎの栽培を希望するサラリーマンがいれば、積極的に地域営農に組み込んでいく。また、機械の共同化を(コントラクター)進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落会営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②基盤整備が完了すれば、スマート農業に取り組みたいと考えているため、事前にスマート農業関係の調査を進め、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。